

議 案 名	富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	健康保険法施行令等の一部が改正され、出産育児一時金が42万円から50万円に引き上げられたことに鑑み、国民健康保険の被保険者への給付も社会保険の基準に合わせるため、富士見市国民健康保険条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	(1) 第6条第1項の出産育児一時金の額を42万円から50万円に引き上げます。
施 行 日	令和5年4月1日

富士見市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>50万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これを3万円の範囲内で減算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これを3万円の範囲内で減算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>